

第 9 回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和 6 年 9 月 3 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分 午前 1 0 時 4 5 分
2 場 所	竹原市民館 2 階 第 2 ・ 第 3 会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員、 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	2 祐本委員
推進委員	建山推進委員、亀田推進委員、佐伯推進委員、片田推進委員、 原 潤子推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第 3 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 3 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 3 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 8 号 非農地承認申請について 議案第 3 9 号 農用地利用集積計画について 報告第 1 6 号 利用権（農用地利用集積計画）の解約について 報告第 1 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和6年第9回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5番赤坂委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、2番 祐本委員です。 それでは、日程第1、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は田、面積は220㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、柑橘類を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、JR大乗駅から北東へ約350m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、田万里町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計 8 筆、地目はいずれも田、面積は計 2,538 m²です。 水はけの悪い土地であり、果樹を栽培するために土壌改良の目的で一時転用するものです。 なお、本件は、申請人が令和 4 年 1 月～令和 5 年 9 月末までの間に既に盛土高 1 m～1.5m の土壌改良を行っていたことが判明したため、一時転用申請の指導をしたものです。 そのため、始末書の提出を受けており、申請人は深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨、誓約されております。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った建山推進委員から補足説明をお願いします。
建山 推進委員	申請地は、田万里地域交流センターから北東へ約 300m 付近にあります。 現地確認時、既に土壌改良されていきました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、小梨町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は計 1,143 m²です。 事務所隣の農地を駐車場・転回場及び資材置場の用途で利用することに伴い、賃借権を設定するものです。 なお、当該農地は令和 6 年 8 月 20 日付で農振除外が完了しております。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った亀田推進委員から補足説明をお願いします。
亀田推進 委員	申請地は、小梨地域交流センターから南西へ約 500m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 2番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は畑、面積は433㎡です。 家庭菜園及び庭敷地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 当該農地は、隣接宅地部分と合わせると697㎡となり、一般住宅の転用基準の500㎡以上となるものの、当該農地は接道されておらず、隣接宅地を通過しないと進入できない袋地であるため、農地法施行規則第57条第4号に定める一般基準の「申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが事実と認められない事由として、申請に係る農地又は採草放牧地の面積が申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと。」の例外として全筆転用許可するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原 潤子推進委員から補足説明をお願いします。
原 潤子 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから西へ約250m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第38号「非農地承認申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 5～8 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、忠海町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、忠海中町三丁目〇〇、〇〇、忠海中町四丁目〇〇の計 13 筆、地目は田が 2 筆、畑が 11 筆、面積は計 4,375 m²です。 平成 13 年頃に前々所有者の祖母が亡くなって営農をやめて以降、管理できておらず、現在山林状態となっています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は、忠海支所から北東へ約 250m～950m 付近にあります。 現地確認時、既に山林状態となっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 5、議案第 39 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 9～10 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 内容につきましては、参考資料 9～10 ページのとおりとなっておりますが、申請番号 2 について、利用権設定申出書兼農地利用集積計画書の取り下げが 1 件あったため、 今回利用権設定の申出があった案件の面積が計 12,857 m²から計 10,825 m²、対象人員が、貸し手が 3 人、借り手が 1 人から貸し手 2 人、借り手 1 人に変更となっております。 本議案が可決の場合、変更後のものを令和 6 年 10 月 1 日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 6、報告第 16 号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 11 ページをご覧ください。 今回利用権解約の通知があった面積は 4,790 m²、 対象人員は、貸し手が 1 人、借り手が 1 人です。 賃貸人、賃借人の両名から、賃貸借の合意解約が令和 6 年 6 月 2 日に成立した旨の通知書を受領しております。 詳細につきましては参考資料の 11 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第 7、報告第 17 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 7 ページ、参考資料の 12～15 ページをご覧ください。 令和 6 年 8 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 7 件、筆数は田 20 筆、畑 26 筆の計 46 筆、 面積は 21,379.53 m²の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 12～15 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	（一般報告や協議事項等）
議 長	以上をもちまして、令和 6 年第 9 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 9 月 30 日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折